

事務連絡
令和5年5月19日

一般社団法人 日本旅行業協会 御中

農林水産省動物検疫所長

韓国における口蹄疫発生に対する動物検疫の強化について

平素から、動物検疫の実施に当たり多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

農林水産省動物検疫所では、海外から家畜の伝染病が侵入することを防止するため、家畜から作られる肉製品などの畜産物、それらを原料に含む加工品を対象に、輸入時の検査を実施しています。

海外では口蹄疫、アフリカ豚熱といった家畜の伝染病が多く発生しており、ひとたび日本に侵入してしまうと日本の畜産に大きな被害を及ぼします。こうした家畜の伝染病は、ウイルスに汚染された肉や肉製品を介して家畜に拡がることもあり、日本の空港に携帯品として持込まれた肉製品からも生きたウイルスが見つかっております。

今般、韓国当局から、5月10日に忠清北道清州市の肉牛農場において、口蹄疫の発生が確認された旨の公表があり、5月19日現在、すでに11例目の発生が確認されるなど、感染が拡大しています。韓国における口蹄疫の発生は、平成31年1月以来であり、地理的に近い我が国への本病の侵入リスクが極めて高い状況にあると考えられます。今回の発生に対応するため、動物検疫所ではより一層の水際対策の強化を行っているところです。

貴協会におかれましては、各会員様に対し、韓国で口蹄疫が発生している現状について周知いただき、日本からの海外旅行者及び外国人観光客の皆様に対し、添付のリーフレットのとおり、海外からの肉製品は持ち込めないこと、違法に持ち込んだ場合には厳しい罰則があること及び、もし肉製品を持って日本の空港に到着した場合は、必ず動物検疫所に立ち寄って検査を受けていただく必要があることをあらためてお伝え願います。また、現地の農場に立ち寄るツアーについては、帰国の際家畜の伝染病の病原体を持ち込むリスクが非常に高いため、控えていただきますようお願い申し上げます。

口蹄疫をはじめとする家畜の伝染病が日本に侵入するのを防止するため、御協力よろしくお願いいたします。

○動物検疫所ウェブサイト

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

（日本語）<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

（韓国語）https://www.maff.go.jp/aqs/languages/border_quarantine_kr.html

※英語、中国語、ベトナム語、タガログ語など多言語で案内しています

「広報資料」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html>